

ETC車載器設置費補助事業のお知らせ

宮崎県北部広域行政事務組合 (延岡市・日向市・東臼杵・西臼杵)

東九州道等の利用を促進し、物流の効率化を図り、圏域の経済発展に寄与するよう、ETC車載器を新たに購入する人及び事業所に対して経費の一部を助成します。
※対象車両は「中型車」「大型車」「特大車」になります。

申請期間：平成30年6月1日～平成31年2月28日

申請場所：諸塚村役場 建設課

申請書類：ひむか共和国HPに掲載（ダウンロード）

補助対象者

次の条件を全て満たすことが必要です。

- ①宮崎県北部広域行政事務組合を組織する市町村に住民登録を有する個人又は事務所を有する法人等。
- ②補助金の交付を受けようとする者の氏名とETC車載器を設置する車両の自動車検査証の使用人として記載されてる氏名が同一である個人又は補助対象となる車両が補助金を受けようとする法人の所有であると証明することができる法人。
- ③県税・市町村税等を滞納していない個人又は法人税を滞納していない法人等。
- ④宮崎県北部広域行政事務組合に属する自治体に所在するETC車載器販売店等又はセットアップ取扱店において、新品のETC車載器を購入し、ETC車載器の取付け及びセットアップを完了した個人又は法人等。

補助金額

- ①補助金の額は、車両1台あたりETC車載器の購入等に要した経費（消費税は含まない）の2分の1以内とし、車両1台あたりの上限額を、ETC1.0の場合は5,000円、ETC2.0の場合は15,000円とします。
- ③予算が無くなり次第、終了します。

【注意】対象とならないもの

- ①中古品の設置（過去に車載情報を登録されたもの）
- ②既に取り付けているETC車載器の新品への交換
- ③所有するETC車載器設置車両の更新に伴い、新品のETC車載器を設置した場合
- ④高速道路利用における車種区分で「軽自動車等」・「普通車」に分類されるものに設置した場合
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第2号から第6号のいずれかに該当する場合、及び暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者が設置した場合
- ⑥補助金申請前に購入及びセットアップした場合

お問合せ先：諸塚村役場 建設課（☎65-1129）